

「鳥取県救急活動プロトコル」に係る令和6年度継続検討事項について

令和7年9月17日

鳥取県救急搬送高度化推進協議会事務局

- 「鳥取県救急活動プロトコル」の改正については、令和6年度中に本協議会運営要領第4条第1項の規定に基づき、専門委員会（R5 継続検討事項関係）にて調査検討を行い、第21回（令和6年度第2回）鳥取県救急搬送高度化推進協議会（以下、県MC協議会という。）で承認の得られた事項についてはプロトコルに反映し、令和7年4月に改正を行いました。
- 令和6年度に改正を検討したプロトコルの内、継続審議としていた除細動プロトコルについて、以下のとおり提案しますので御審議をお願いします。

1 除細動プロトコル改正の検討内容

県MC委員からの御意見	現行の除細動プロトコル
早期ECPRはエビデンスが出ている。 「包括的除細動」は多くても2回、早期に救命救急センター搬入を目指すべき。	包括的除細動は3回までとし、3回に至るまでにオンラインとなった以降は、具体的指示とする。

2 除細動プロトコルの検討経緯

- ・令和5年度 県MC協議会、専門委員会で協議
現行の除細動プロトコルを策定
県MC委員からの意見を受け、令和6年度継続検討とする。
- ・令和6年11月11日 専門委員会で協議
- ・令和6年11月26日～ メール等により専門委員と協議
- ・令和7年 2月12日 第21回鳥取県救急搬送高度化推進協議会で協議
審議を継続することとする。

3 事務局案

除細動プロトコルは現行のまます。

今後、消防庁や学会等から医学的根拠に基づく活動基準が示されたり、救急活動の検証や地域の実情により現行プロトコルの運用に疑義が生じた場合、改正を検討することとする。

【理由1】

令和6年2月に本県MC事務局が各都道府県MC協議会事務局に対して行ったアンケートによると、包括的除細動回数を2回又は3回と定めているプロトコルが回答全体の約58%（2回：32%、3回：26%）を占めているものの、回数の規定に全国的に定まった方向性がないことから各地域で検討して決めるべき項目であると考えられること。

【理由2】

これまでの検討の結果、救急隊の活動における包括的除細動の回数の有効性に関する明確な医学的根拠も確認できず、2回が有効で3回を否定する根拠もないこと。